

## 3 日常生活用具給付等事業

### (1) 国例示品以外に市町村が追加している用具の事例

「対象例示品」として、国が示している例示品目のほか、市町村で追加している用具品目及び対象拡大の内容を例示しています。

障がいのある方々の地域生活における様々なニーズに対応している事例ですので、地域ニーズの掘り起こしや今後の対象品目の追加検討等の参考としてください。

#### ① 介護・訓練支援用具

##### ★ ポイント ★

重症心身症児（者）など在宅で寝たきりの障がい者（児）を対象として、床ずれ予防用具の追加や対象年齢の拡大を行っている事例です。

#### ② 自立生活支援用具

##### ★ ポイント ★

視覚障がい者の生活を支援する電子機器や本道の積雪寒冷に配慮した防寒用靴などの用具の追加、身体障がい者以外に知的障がい者や精神障がい者も利用できるよう対象の拡大を行っている事例です。

#### ③ 在宅療養等支援用具

##### ★ ポイント ★

医療的ケアが必要な重症心身症児（者）などを対象として、在宅生活において必要としている測定器具（パルスオキシメーター）などの追加や対象年齢の拡大を行っている事例です。

重症心身症児（者）などの在宅生活の支援には、特別な用具を必要とする場合がありますので、「介護・訓練支援用具」との適切な組み合わせのほか、対象品目の追加検討などが必要となります。

#### ④ 情報・意思疎通支援用具

##### ★ ポイント ★

視覚及び聴覚障がい者を対象として、コミュニケーション支援用具の追加や対象拡大を行っている事例です。

情報・意思疎通支援用具の内、視覚障害者用ポータブルレコーダー（デージー再生機等）などは、視覚障がい者以外の発達障がいのある方にも有効な用具との評価もありますので、新たな電子機器等の活用なども検討してください。

#### ⑤ 排泄管理支援用具

##### ★ ポイント ★

国が示している例示品目のほか、特段、用具の追加や対象の拡大を行っている事例はありませんでした。

なお、日常生活用具給付事業の安定した運営を図るためには、過去に国が定めた価格や方法にとられることなく、例えばストーマ装具の購入価格につき複数事業者による競争の上指定事業者を決定するなどの効率的な事業執行が求められています。

#### ⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修）

##### ★ ポイント ★

独自事業や介護保険制度との組み合わせによる改修、玄関前路面の舗装など障がいの状況に応じて柔軟に住宅改修に取り組んでいる事例です。

## 日常生活用具給付等事業 対象例示品

平成22年12月に北海道が実施した「市町村における支給決定基準の実態調査及び地域生活支援事業の事例集作成に係る実施状況等調査」における集計結果をもとに作成しています。

市町村により、同一品目を異なる種目において給付（例：入浴補助用具を①介護・訓練支援用具ではなく、②自立生活支援用具として給付）している状況がありますが、重複しないよう整理しています。

種目	品目	対象要件・性能等	市町村名	
①介護・訓練支援用具	国例示品	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害	
		特殊マット		
		特殊尿器		
		入浴担架		
		体位変換器		
		移動用リフト		
		訓練イス（児のみ）		
		訓練用ベッド（児のみ）		
追加品	床ずれ（褥瘡）予防用具	対象者：下肢又は体幹機能障害 対象品：パッドやクッション ※特殊マットや体位変換器と区分して給付	標茶町	
	対象拡大	体位変換器	対象者：原則として学齢児童以上の者 →原則として3歳以上の者	池田町

種 目	品 目	対象要件・性能等	市町村名
国 例 示 品	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害	
	便器		
	T字杖・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	
	歩行支援用具		
	頭部保護帽		
	特殊便器	上肢機能障害	
	火災報知機	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難	
	自動消火器		
	電磁調理器	視覚障害	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	聴覚障害	
	聴覚障害者用屋内信号装置		
②自立生活支援用具 追 加 品	保護ブーツ（下肢保温保護用具）	北広島市の例 対象者：下肢又は体幹機能障害がある者であって、 下肢装具を装着し若しくは車いすを常用 しているもの 支給基準額：（冬用）15,000円、（夏用）8,000円	札幌市、北広島 市、小樽市、室蘭 市、伊達市、釧路 市
	物品識別装置（音声ICタグ レコーダー）	対象者：視覚障害2級以上の18歳以上の者で、視覚 障害2級以上の者のみの世帯及びこれに準ず る世帯に属する者、若しくは自立生活に向 けた訓練等のため使用する必要があると認めら れる者 性 能：記録媒体に読み取り機をかざすことであら かじめ録音した音声を取り出すことができるも のであり、容易に使用し得るもの 支給基準額：59,800円	旭川市
	物品識別装置（タッチ式ボイ スレコーダー）	小樽市の例 対象者：視覚障害2級以上の障害者又は障害児（原則 として学齢児以上） 性 能：あらかじめ情報を登録したシールを読み取 り、対応する録音済みの音声再生する機能 を有するもので、視覚障害者（児）が容易に 使用し得るもの 給付基準額：26,800円	小樽市、北見市
	アイスピック	釧路市の例 対象者：下肢または体幹機能に障害を有し歩行の際に 支持を必要とする者 支給基準額：2,500円	釧路市
	歩行補助杖（夜光材付等への 基準額加算）	対象者：平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有 し、原則として学齢児以上の者 支給基準額：（夜光材付）430円 （全面夜光材付）1,260円 （白色又は黄色ラッカー塗装）273円	厚岸町
	車椅子用スキー板、防寒用靴 （歩行支援用具に追加）	対象者：平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を 有するもので、家庭内の移動において介助を 必要とする障害者又は障害児。ただし障害児 については原則3歳以上の児童とする。	登別市
	電子式歩行補助具	対象者：視覚障害2級以上の学齢児以上の者で、白杖 ・盲導犬等と本用具を併用することにより移 動の困難が軽減されると認められるもの 性 能：超音波・レーザー光線等を利用し、物体まで の距離を音や振動で表現する歩行補助具であ り、視覚障害者の歩行補助として実用性があ り容易に使用し得るもの 支給基準額：79,000円	旭川市
対 象 拡 大	頭部保護帽	留寿都村の例 対象者：頻りに転倒する者 →転倒等により頭部を強打するおそれのある者	江別市、函館市、 留寿都村、美唄 市、上砂川町、浦 臼町、大樹町、他
	電磁調理器	対象者：視覚障害2級以上 →自立生活に向けた訓練等のために必要とする者	旭川市

種 目	品 目	対象要件・性能等	市町村名	
③在宅療養等支援用具	国 例 示 品	透析液加温器	腎臓機能障害等	
		ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害等	
		電気式たん吸引器	呼吸器機能障害等	
		酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法	
		盲人用体温計（音声式）	視覚障害者	
		盲人用体重計		
	追 加 品	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	音更町の例 対象者：呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害のある者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの若しくは人工呼吸器を装着するもの又は同程度の身体障害者であって、主治医の意見書により必要と認められるもの 支給基準額：157,500円	札幌市、奥尻町、新冠町、浦河町、音更町
		食事支援ロボット	対象者：四肢機能の全廃又は両上肢機能の全廃で座位保持困難な体幹機能障害1級であって、機器の操作が理解できると認められる方 支給基準額：380,000円～429,100円	北斗市
		盲人用血圧計	小清水町の例 視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）支給基準額：15,000円	小清水町、北見市、標茶町
	対 象 拡 大	ネブライザー（吸入器）	対象者：原則として学齢児以上の児童 →学齢児未満の児童へ拡大	旭川市
		電気式たん吸引器	対象者：原則として学齢児以上の児童 →学齢児未満の児童へ拡大	旭川市

種 目	品 目	対象要件・性能等	市町村名	
④ 情報・意思疎通支援用具	国 例 示 品	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害	
		情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	
		点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害	
		点字器	視覚障害	
		点字タイプライター		
		視覚障害者用ポータブルレコーダー		
		視覚障害者用活字文書読上げ装置		
		視覚障害者用拡大読書器		
		盲人用時計	聴覚障害	
		聴覚障害者用通信装置		
		聴覚障害者用情報受信装置		
		人工喉頭	喉頭摘出	
		福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難	
		ファックス（貸与）	隠見又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難	
		視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害	
点字図書				
追加品	音声拡張器・助聴器	対象者：聴覚障害を有し、原則として学齢児以上の者 支給基準額：38,200円	厚岸町	
対象拡大	点字ディスプレイ	対象者：視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）又は視覚障害（原則1級）の身体障害者であって必要と認められる者。 支給基準額：383,500円	苫小牧市	
	障害者用電話（購入）	貸与→購入 対象者：難聴者又は外出困難な身体障害者（原則2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方及びファックス被貸与者 支給基準額：83,300円	北見市	

**留意事項** 点字ディスプレイ

平成18年9月29日厚生労働省告示第529号（厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具）参考添付資料において、視覚&聴覚の重複障害のみならず視覚障害単独での対象が例示されています。

種 目	品 目	対象要件・性能等	市町村名
⑤ 排泄管理支 援用具	国 例 示 品	ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）	ストーマ造設高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難高度の排尿機能障害
		紙おむつ等（紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	
		収尿器	

	改修事例	支給基準額 (上限額)
⑥ 居宅生活動作補助（住宅改修費）	恵庭市 上下肢機能障害2級の身体障害者で、住宅改修の見積額が350,000円。そのうち、200,000円（自己負担20,000円）が補助分として、残りの150,000円（自己負担15,000円）が市独自事業として給付決定。	200,000円 +市独自150,000円
	小樽市 〈対象者〉 筋緊張性ジストロフィーによる両上下肢機能の著しい障害により、身体障害者手帳1級の交付を受けている障害者 〈改修内容〉 トイレ入り口の段差解消、トイレ入りロドアノブをレバーハンドルへ変更、トイレ室内に手すり設置	200,000円
	由仁町 脊椎小脳変性症のケース。当初はふらつきなどが見られ、介護保険で手すりの設置や段差の解消を行ったが、徐々に病状が進行し、車いす生活となった。居室の入口を拡張する必要があったが、既に介護保険の基準額に達していたため、障害者福祉サービスを利用した。	200,000円
	東神楽町 移動の円滑化等のための路面の材料の変更（道路から玄関前までの通路（砂利）を車いすが通れる程の幅を舗装した）	200,000円
	留萌市 特殊便器を給付するにあたっての取替改修工事を行った。	200,000円
	北見市 対象者：体幹機能障害2級 玄関改修：手すり設置、段差解消のため踏み台設置 ポーチ改修：敷居の高さまで玄関前ポーチの高さを上げ、その高さに合わせたスロープを作成。スロープには滑り止めゴムチップタイルを貼り付けし、手すりを設置	200,000円



## (2) 他制度における日常生活用具給付事業

### ★ ポイント ★

障がいのある方々への「日常生活用具給付事業」としては、地域生活支援事業によるもの以外に、介護保険制度による給付や難病患者等居宅生活支援事業による給付のほか、労働者災害補償保険（労災保険）による給付があります。

労災保険受給者からの日常生活用具給付等の申請に際しては、自己負担の軽減化を図る観点からも、労災保険からの支給が可能な場合がある旨を説明願います。

### 【参考資料】

「 労災保険受給者に係る日常生活用具給付等事業の取り扱いについて」

事 務 連 絡  
平成20年8月8日

各保健福祉事務所保健福祉部  
社会福祉課地域福祉係長 様

保健福祉部福祉局障害者保健福祉課  
地域支援グループ 主査 (地域生活)

労災保険受給者に係る日常生活用具給付等事業の取り扱いについて【追加情報】  
このことにつきましては、平成20年6月9日付け事務連絡で取り扱いについてお知らせ  
しているところですが、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）からの支給が  
可能となる日常生活用具の具体的内容について、以下のとおり整理しました。

つきましては、利用者負担の軽減化を図る観点からも、労災保険受給者からの日常生活用  
具給付等の申請に際しては、労災保険からの支給が可能な場合がある旨説明されるよう、貴  
管内市町村に対し改めて周知いただきますようお願いいたします。

記

1 労災保険からの支給が可能な日常生活用具

- (1) 特殊寝台（ギャッチベッド）
- (2) 特殊マット（褥そう予防用ふとん）
- (3) 移動用リフト（介助用リフター）
- (4) T字状・棒状のつえ（歩行補助つえ）（1本つえのみ）
- (5) 点字器
- (6) 人工喉頭
- (7) ストーマ装具
- (8) 収尿器（人工膀胱用の蓄尿袋～採尿バッグ、導尿バッグ等～も支給可能）

※（ ）内は労災保険（義肢等補装具支給制度）における支給種目名

担 当 野 崎 TEL 011-204-5279 (直通) FAX 011-232-4068
--



事 務 連 絡  
平成 20 年 6 月 9 日

各保健福祉事務所保健福祉部  
社会福祉課地域福祉係長 様

保健福祉部福祉局障害者保健福祉課  
地域支援グループ 主査 (地域生活)

労災保険受給者に係る日常生活用具給付等事業の取り扱いについて

労働者災害補償保険 (以下、「労災保険」という。) においては、労働者に業務又は通勤を起因とする傷病により介護等の必要が生じた場合、介護保険法や障害者自立支援法に基づく給付に優先して必要な保険給付を行なうこととされています。

また、同時に、労災保険では、被災労働者の社会復帰の促進と福祉の増進等を目的とする労働福祉事業により、身体に障がいが残った方に対する義肢・装具等の支給 (修理) が行われており、その支給種目の中には、点字器、人工喉頭、ストーマ装具等、日常生活用具給付等事業の対象種目も含まれております。

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業においては、他法との給付調整等の規定が設けられていないため、労災保険受給者に対しても日常生活用具の給付等を行うことは可能ですが、申請者の自己負担の軽減化と同事業に係る補助金の効率的な執行を図るためには、労働福祉事業の優先的活用について配慮する必要があります。

つきましては、上記について御了知の上、労災保険受給者からの日常生活用具給付等の申請に際しては、労災保険からの支給が可能な場合がある旨説明されるよう、市町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

【参考：北海道労働局 労働福祉事業紹介HP】

<http://www.hokkaido-labor.go.jp/9seidokijyun/seido/roudo/rousai04.html>

- ・労災保険からの支給の場合、自己負担はありません。
- ・最寄りの労働基準監督署が窓口となります。
- ・申請に際し、労災指定医療機関の診察が必要となることがあります。

担 当 野 崎 TEL 011-204-5279 (直通) FAX 011-232-4068
--



### (3) 日常生活用具給付事業のQ & Aなど

日常生活用具に関するQ & A

**【参考資料】**

平成18年9月29日厚生労働省告示第529号  
「障害者自立支援法第77条第1項第2号の規定に基づく厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」

## 日常生活用具に関するQ & A

Q 1 地域生活支援事業実施要綱では、給付対象者が「重度障害者」となっているが、在宅以外の施設入所者等も日常生活用具の給付対象としてよいか。

A おみ込みのとおり。

ただし、施設入所者や入院中の者等については、本来、施設等で準備すべき備品もあることから、必要性を調査の上、市町村においてご判断いただきたい。

Q 2 地域生活支援事業実施要綱では、給付対象者が「重度の身体障害者」となっているが、重度の判断基準はあるのか。

A 便宜上1～2級としている場合が多いが、4級ストマ造設者も対象となることから、機械的に1～2級とするのではなく、必要性を勘案の上、市町村においてそれぞれご判断いただきたい。

Q 3 国庫補助基準単価が示されなく、用具の価格を決める際には事業者の示す単価でよいか。

A 事業の効率的実施の観点からも、複数見積もり、競争入札、一括購入等の方法により、低価となるよう努めること。

○厚生労働省告示第529号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳沢 伯夫

障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項第二号の規定による障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具は、第一号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。

一 用具の要件

- イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

二 用具の用途及び形状

- イ 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
- ロ 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ハ 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ニ 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ホ 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ヘ 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの